

令和3年第4回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

11月10日(水)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	1
	○出席議員	2
	○欠席議員	2
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	2
	○職務のため出席した事務局職員	2
	○開会と開議の宣告	3
	○会議録署名議員の指名	3
	○会期の決定	3
	○諸報告	3
	○管理者提出議案の上程	4
	○管理者提出議案の提案説明	5
	○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決	5
	○議員提出議案の上程	7
	○議員提出議案の提案説明及び議員提出議案に対する採決	7
	○一般質問	8
	○閉会中の継続審査	32
	○閉議と閉会の宣告	32

令和 3 年第 4 回朝霞和光資源循環組合議会定例会

令和3年第4回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和3年11月10日（水曜日）午後2時00分開会

開 会

開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第4 管理者提出議案の上程

第5 管理者提出議案の提案説明

第6 管理者提出議案に対する質疑

第7 管理者提出議案に対する討論・採決

第8 議員提出議案の上程

第9 議員提出議案の提案説明

第10 議員提出議案に対する採決

第11 一般質問

第12 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 10名

1番	石原茂	議員	2番	野本一幸	議員
3番	小池貴訓	議員	4番	駒牧容子	議員
5番	田辺淳	議員	6番	齊藤克己	議員
7番	内山恵子	議員	8番	菅原満	議員
9番	伊藤妙子	議員	10番	赤松祐造	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

柴崎光子	管理者
富岡勝則	副管理者
望月貢市	会計管理者
奥山寛幸	事務局長
紺清公介	事務局次長
福島達也	施設課長
高野晴之	施設課専門員

職務のため出席した事務局職員

鈴木恵一	書記長
嶋田裕樹	書記
新川誠	書記
芝垣真人	施設課主任

午後2時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○石原 茂議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和3年第4回朝霞和光資源循環組合議会定例会を開会します。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

それでは、議事日程に従い、議事を進行いたします。

ここで皆様にお諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことを議会運営委員会で御了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、本日の会議は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことといたします。

◎会議録署名議員の指名

○石原 茂議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

2番、野本一幸議員、7番、内山恵子議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○石原 茂議長 次に、日程第2、会期の決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会にお諮りした結果により、本日1日限りと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○石原 茂議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

監査委員から令和3年度7月分、8月分、9月分の例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。

以上、御了承願います。

次に、管理者報告について、柴崎管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 皆さん、こんにちは。

本日は、令和3年第4回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集を賜り、心より御礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和3年8月から10月までの組合事務について御報告申し上げます。

総務関係でございますが、監査委員における例月出納検査を毎月実施しております。

施設建設関係では、8月にごみ広域処理施設建設検討委員会を立ち上げ、これまで2回の検討委員会を開催いたしました。

次に、10月1日に2件の入札を執行し、ごみ広域処理施設建設用地土壌汚染状況調査業務委託は、エヌエス環境株式会社東京支社が、また、ごみ広域処理施設建設用地物件補償調査業務委託（その2）は、埼玉コンサルタント株式会社朝霞支社が落札しております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

○石原 茂議長 ありがとうございます。

◎管理者提出議案の上程

○石原 茂議長 次に、日程第4、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出がありましたので、報告します。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議がないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎管理者提出議案の提案説明

○石原 茂議長 次に、日程第5、管理者提出議案の提案説明を求めます。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 それでは、本議会に提出する議案について、順次御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、条例の一部改正が2件でございます。

初めに、議案第11号、朝霞和光資源循環組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正内容につきましては、行政手続の効率化を図ることを目的に、これまで必要としていた押印の手続を廃止するため、別記様式に定められた㊦を削除するものでございます。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第12号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の施行に伴い、マイナンバー法に規定されている情報提供ネットワークの所管が総務省からデジタル庁に移管されたことにより、朝霞和光資源循環組合個人情報保護条例における語句及び引用条項の整備を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

今回提出する議案につきましては、構成市において、既に改正された内容となっております。

以上、議案第11号及び議案第12号の提案説明となります。どうぞ御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○石原 茂議長 以上で議案に対する説明は終了しました。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する討論・採決

○石原 茂議長 次に、日程第6、管理者提出議案に対する質疑と日程第7、管理者提出議案に対する討論、採決につきましては、議会運営委員会にて議案ごとに行うことを了承いただ

いております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑及び討論、採決に進みます。

質疑については、会議規則第50条第1項により全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えないようお願いします。

また、会議規則第50条第3項の規定により質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、御理解の上、議事進行に御協力ください。

なお、質疑の回数については、会議規則第51条の規定により同一議員につき同一議題について3回までですので、御了承願います。

また、答弁者側も簡潔な答弁により議事がスムーズに進行できるよう皆さんの御協力をお願いします。

議案第11号、朝霞和光資源循環組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 よろしいですか。

質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第11号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議案第11号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第11号、朝霞和光資源循環組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第12号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第12号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議員提出議案の上程

○石原 茂議長 これより、日程第8、議員提出議案の上程についてを議題といたします。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議がないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎議員提出議案の提案説明及び議員提出議案 に対する採決

○石原 茂議長 これより、日程第9、議員提出議案の提案説明を求めます。

齊藤副議長。

○齊藤克己副議長 議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会会議規則の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

地方議会における男女共同参画を考慮した本会議への欠席事由等及び押印の見直しのための標準市議会会議規則の一部改正及び組合構成市の議会会議規則の一部改正に伴い、関係する規定を改正したいので、地方自治法第112条及び朝霞和光資源循環組合議会規則第14条の規定により、この案を提出するものです。

改正する内容につきましては、添付してあります朝霞和光資源循環組合議会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表及び改め文のとおりであります。

なお、この議案につきましては、組合議会議員全員が賛成者として提出しているものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○石原 茂議長 ありがとうございます。

ただいまの議案につきましては、議会運営委員会にお諮りした結果、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ございませんので、これより日程第10、議員提出議案に対する採決を行います。

採決します。

議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会会議規則の一部改正について、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎一般質問

○石原 茂議長 次に、日程第11、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は2名であります。

一般質問を許可いたします。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従い、お願いします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 10番、赤松祐造です。

発言順位1、ごみ分別と排出方法の、新ルール策定について。

令和10年度広域ごみ処理施設の供用開始に向けて、朝霞市と和光市のごみ分別と排出方法を見直し新ルール策定について、特に生活系・家庭ごみの分別区分、排出方法は市民の生活に影響するので、両市で早期に協議、検討し、新ルールを策定し、新施設の供用以前にプレ

実施することが望ましいと思います。

説明いたします。ひと昔前は専業主婦が多い時代、今はほとんどが共働きで家事が忙しい状況です。ごみ分別の合理化、簡素化が必要です。

昔の施設は、プラスチックごみの燃焼熱で炉が損傷したり、有毒ガスなどが出るとも言われていたが、現在の新処理施設は炉の耐熱性もあり、ごみ焼却の際に発生するエネルギーを電気に変えて有効活用する熱回収施設で、有毒ガスも発生しないクリーンな処理施設だと聞きますので、そのことを踏まえた分別になると思います。

例えば、プラスチックごみで汚れたものは再生ができないので、燃やし、電気に変える。忙しい家庭の主婦が、プラごみを必要以上水道を使って洗わないで燃えるごみにするなどです。

分別方法について、朝霞市は分別辞典があり、これはとても分かりやすいです。粗大ごみの引取りサービスについても、朝霞市は布団が300円、ベッド600円、自転車600円で、引取りシールを市内の各コンビニにて販売し便利です。和光市の布団引取りは500円と、お互い料金の違いもあります。粗大ごみの引取りサービスも、これからの高齢化に向け重要なサービスとなります。

こういう視点も加味して、朝霞、和光市、双方のよいところは取り入れ、また、東京都のルールもよくできているので参考にし、これらを踏まえ、双方にて研鑽、協議して、新ルールの策定に取り組み、施設が完成する令和10年より前に市民が新ルールに慣れるよう、プレ実施することが望ましいと思います。

朝霞和光資源循環組合の取組を伺います。

発言順位2、広域処理施設のネーミングについて。

現在の朝霞市の施設名はクリーンセンター、和光市は清掃センターと呼んでいるが、このたび両市で新たに建設する広域ごみ処理施設のネーミング、愛称について、この広域処理施設は、両市が多額の資金を投じて建設する新施設です。近隣に住宅、学校があり、高齢者の介護施設「福祉の里」も隣接しています。清掃センターよりクリーンセンターのほうが聞こえがよいが、これらの建設、両市の市民喚起の上でも、よい施設名、愛称をつけてほしいと思います。

建設完了後にネーミングするよりは、公募などを行い、建設前の早い時期が市民の施設建設に対する期待感が高まりよいと思いますが、いかがでしょうか。取組を伺います。

質問は2点、以上です。

○石原 茂議長 赤松議員の質問に対する答弁をお願いします。

福島施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 発言事項1、ごみ分別と排出方法について御答弁申し上げます。

朝霞市と和光市のごみ分別と排出方法について新ルールを策定する場合には、両市から市民への情報発信が不可欠となってまいります。組合で共同処理する事務と、構成市で処理する事務を明確にいたしまして、円滑な広域処理体制への移行に資するため、当組合と朝霞市資源リサイクル課、和光市環境課による、ごみ広域処理に関する勉強会を開催し、今後の方向性や調整が必要な事項について協議を行っているところでございます。

議員ご指摘のように、新施設稼働の令和10年度から排出方法を変更するのでは、市民の方々に混乱が生じることが想定されますので、両市とも調整を図りながら、情報発信のタイミングや新しいルールのスタートの時期について、協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、発言事項の2、広域処理施設のネーミングについて御答弁申し上げます。

施設のネーミング、この愛称につきましては、他市を参考にいたしますと、事業者が決定した後、施設建設が始まってから募集する事例が多く見受けられますので、当組合としましても、今後の検討事項としてまいりたいと考えております。

以上です。

○石原 茂議長 赤松議員、質問ありますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 発言順位1、確かに両市の、朝霞リサイクルの担当部門と和光市の環境の人がお互い交流して、本当に朝霞のホームページ、朝霞市のホームページを見ると、非常に細かく、非常にいい視点で捉えたものもあります。

お互い両方足して、ものすごく膨大になって市民が分かりにくくなったら困るので、簡潔に、市民が分かるような形のルールをぜひ作っていただきたいと思います。

それと、発言順位2についてですけれども、本当にネーミングというのはとても大切なんです。

この前、福祉関係の人のところに高齢者がいまして、私もそろそろ年取ったので、ごみ捨場のところの、和光市のことを言っているんですけども、ごみ捨場のところに行くのかなというような会話を耳にしたんです。やっぱりそこが、クリーンセンターの近くの福祉の里と言うのとね、ごみ捨場とでは違うんだよね。

今後、いい名前をつけて、みんなが親しみやすいようないい名前になるように。建設デザインが決まれば、それを絵にして、内容を書いて、電気に変えるんですよとかね、そういう概要を教えていい名前をつけていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○石原 茂議長 要望ですね。分かりました。

次に、発言順位2番、田辺議員、通告書に従い、お願いします。

田辺議員。

○田辺 淳議員 多分これで私、一般質問の機会はしばらくないだろうと思うので、一応この議会に対して要望も兼ねて、管理者・副管理者もいらっしゃるんで一般質問をしたいと思えますけれども、この組合議会ができてまだ1年たっていない状況で、よちよち歩き状態だというのはもちろんなんですけれども、一番肝腎要のこれからごみ処理の基本計画が策定されていくと、そのための検討委員会が始まりましたということは、先ほど管理者から報告されましたけれども、本当は文書でちゃんとね、この議会ごとにそういった一番重要な部分に関しては、具体的な中身も添えて、我々に報告、この議会に報告していただきたいなということをもっと申し上げておきたいですね。

やっぱり組合が開かれた形で運営されているかどうかということの一つ、議会はその要にもなるので、うまくその組合の体制ということで、一応前回と同じような質問ですけれども、文書法規に関して、私が情報公開請求をしたこれ資料、2枚のつづりの裏、2枚目が何だかよく分からないでしょうけれども、これ実はA3の大きさだったものが10ページ分ですね、ほとんど真っ黒けで、本当にごく一部。これ見ても分かりますけれども、タイトルなどは残されて、あとはもう全部黒塗りのいわゆるのり弁状態。情報公開請求して出された、これは、こちらの資源循環組合に私が情報公開請求をしたものが前回の議会のときに、8月のときに公開、一部公開という形で示されたものですね。これが一部公開ですよ。もうほとんど非公開と変わらないものだと思うんですね。

これは、私は非常に危惧するのは、市民にこういったものを見せたときに、この議会なり、議会というか、この資源循環組合自体がどちらに向いているのかなということをやっぴり非常に心配になると思うんですね。なかなかこれ、こんなものを市民の皆さんに見せるチャンスなどありませんので、今回は、本当は10ページあるんですけども、10ページほとんど真っ黒のね、それをその一部をお見せしているだけですけれども、公文書の管理と公開の状況ということで、情報公開請求というのは今までほかにもあったのかどうかということも併せ

て。それで、一部公開しましたとあって、これが一部公開なんですかということも申し上げたいわけですが、これ何を情報公開請求したかといえ、この基本計画策定に当たって、いわゆるプロポーザルでエイトという会社がこの受注したわけですね。プロポーザルというのは、企画提案書を各企業が出して、それを審査をします。事務局長がその審査のトップにいたと思いますけれども、その審査の結果、エイトが、まあ、プロポーザルと言っても、実際は随意契約ですね。その随意契約で選ばれましたと。7,000万円ぐらいだったと思いますが、その金額は後でね。

この2番目の(2)として契約。この間行われた契約の確認、契約の在り方等ということで、これは全ての今まで行われた契約の何があって、いわゆる公開されているもので構いませんので、その最終的なそれぞれの契約金額ももう一度確認をさせていただきながら。

これから、やはり一番気になるのは、当然この後、PFI等ということで、等という表現がされていますけれども、実際、企画・運営まで含めたその事業者の選定というのが、また別の形で委員会を立ち上げるという話もありましたけれども、つくられて、その契約というのは、もうべらぼうな金額になりますよね。300億円だかなんだかという、そういう金額になりかねない。175トンとかというような金額でいうと、それが1トン当たり1億円として175億円とかね。それで今度、運営費がそれにプラスしてという。またそれに発電の部分を入れていったら、それがどういうふうにもた建設費がそこに上乗せされるのかね。そこら辺をちょっと後で具体的にお伺いしていきたいですけれども、そういった大型の契約がこれから待っているわけですね。だからこそ、やっぱりしつこく契約の仕方に関して、それが本当に公明正大に行われて、ちゃんと開かれた形でそれを市民にも見せていくというその形を取っていただかないといけないし、何よりもこの議会をわざわざつくったのも、もうこの一点ですね。焼却炉とあとはその不燃ごみの処理施設なりね、その運営という、それを共同で、広域でやっていくための議会なので、その議会に、検討委員会でどんどん物事を丸投げしてしまって、検討委員会で議論して行って、検討委員会ではある程度議論していますけれども、ほかの議員は、それぞれのまず朝霞の議員、和光の議員がいて、その朝霞、和光の議員はほとんど、いわゆるこの検討委員会を傍聴する以外の方法がない、あるいは、この議会を傍聴する以外の方法はない、そんな形になってしまっているんでね。

また、この議会でも具体的な議論というのが、今日もそうですけれども、もう具体的に始まっているにもかかわらずその報告が全然されていない。全くはっきり言って何の意味もない議案が出されて、何のための議案だろうという、私はびっくりしましたけれどもね。

具体的に提案するものはないんですかと。何のためにこの議会をわざわざつくって、あるいは、この資源循環組合をつくって開かれた形で運営していくのかなという、それは非常に私は心配になりますよね。何よりもその契約、そういったものも含めて、情報公開、市民参加の在り方というのは、これからやはり非常に不安なので、開かれた組合になっているのかなということを私は思うんですね。

管理者ね、まだ新しいので、和光のことだけでも大変だと思いますけれども、それにまたプラス、広域のこの部分をやらなければいけないということで、その情報公開でこんな形で公開しましたというものが出されていますけれども、これも管理者は十分その内容も分かって、それは非公開するしかないという判断をされたということではないんですか。その部分も確認します。

2点目ですけれども、施設整備の基本計画策定等の業務についてということで、1点目は、この建設検討委員会に関しては、具体的にもう少し後でお伺いしていきますけれども、一応活動の内容。

資料の裏面、スケジュール、広域処理施設稼働までのスケジュールというのは、もともとパシフィックコンサルタンツの下でつくられている全体の構想の時点からのものだと思いますね。それに対して、これから先、今度は構想ではなくて基本計画策定ということで、白い部分の裏面ですけれども、資料としてはね。ごみ広域処理施設建設検討委員会というものが8月から始まりましたと。その主な審議事項というのはこの丸の部分で、施設規模の設定だとか、目標値の設定だとか、処理方式の選定だとか、地域貢献策、それから余熱利用、浸水・地震対策、事業方式・範囲・事業期間、施設配置・動線計画の検討と。そうしたものを、ごみ広域処理施設整備基本計画に反映させますというそういう言い方でこの検討委員会では説明をされていたと思いますけれども、これ、確認したいんですけれども、反映させますとは、検討委員会がつくるんじゃないんですか。

ごみ広域処理施設建設検討委員会という表現になってしまっているのです、確かに基本計画策定、この表面の7点目、施設整備基本計画の策定というのが、今一番、この資料の1枚目の上のスケジュールの中にある7番目の施設整備基本計画の策定というのが今一番俎上にのっているわけですね。あとは、その8番目の環境影響評価、それが始まりつつあると。地歴だとかそういうものもやっていますけれども、重要なものとしてはこの7番目、8番目。

その7番目の策定がこの検討委員会の一番重要な部分だと思いますけれども、基本計画に反映させるという表現がされていますけれども、これは反映させるんですか。誰がつくるん

ですか、どこでつくるんですか。何か素案でおしまいになっているんでね。

このスケジュールを見ますと、一番、第6回目、来年の5月予定ですけれども、PFI等導入可能性調査と、施設整備基本計画（素案）（2回目）でおしまいになっていて、あとは7回目はパブリックコメントの結果となっていますよね。そうすると、これ素案でおしまい、あとはこれ成案はつくらないんですか、ここでは。検討委員会では。

最初から、出されている資料、この第1回、第2回の資料を見ても、この中に出されているものがそのまま素案の中に組み込まれていくんだろうなというのはもう明らかなつくりなので、大体、ああ、もう出来上がっているんだなと思ってしまいますけれども、ほぼ素案に近いものが出来上がっていて、それがちびちび出されていって、議論の中で少し変更を重ねてつくられるんだろうなということは想像できますけれども、基本的には構想段階でできているものがあるので、その構想で変えるものが何なのかということに関わってくるのかなと思うんですね。構想と何がどう変わってくるのかなという部分がやっぱり一番注目されるんだろうなと思うんですけれども、その点、何をされるのかね。構想と何が違うのかということもちょっとはっきり教えていただきたいなど。

その前段として、建設検討委員会の活動の具体と内容等ということで、まず、メンバーですけれども、会長になった方、これ情報公開に絡む話で、ちょっともう一度、前後して申し訳ないですけれども、今回、これ、一応私も資源循環組合のホームページを見て、そのホームページで公開されているもので見ただけなので、そこでは残念ながら2回目、10月にやっていますけれども、10月21日終了して、速やかに一応議事録を出すということになっているはずなんですけれども、まだ出ていない。私だったら、2日、3日で作りますけれどもね。20日たって、まだ出ていない状態だと思うんですね。

残念ながら、だから2回目の議事録は私見ていませんが、1回目の議事録のときに、もうこれ公開、一応全文公開ですよ、この議事録は。ところが、議事録の中で、それぞれの自己紹介部分が割愛されていますよね。これは、その裁量はどなたがそういう判断をされているんですかね。全文公開でやったんじゃないんですか。

私は、残念なのは、やっぱり参加者、その委員の皆さんの人となりを知りたかったなど、会長も含めてね。会長の挨拶もあつたらうなど。これから検討委員会を開催しますと宣言した後は、全文公開じゃないんですか。私はその公開の仕方からして、ちょっとおかしいんじゃないかなと、最初からね。それは、変更を加えていただきたいということも要望したいですけれども、いかがでしょうか。

その上で、会長になられた方の人となり、どんな方なのかということをお教えいただけますか。

それから、あとは、そのメンバーとしてどういった方が結局選ばれているのかどうかね。

それから、あと、大村とか勤労衛生の代表の方も入られていると思いますけれども、これはどういう理由で入られたのかということもちょっとお教えいただきたい。

それから、それは必要と認めた方という、条例上はそういう判断でしかないと思うんでね、どういうふうにならざる必要と認めたのか、その点を教えていただきたい。

あと、公募市民に関しては、どんな方法でこれ公募を、それで応募人数は何人いたのかね。朝霞と和光とそれぞれ1人ずつ参加されたと思いますけれども、どんな形で先行されたのかね。残念ながら、もう1回目だか2回目でもう参加していない方がいらっしゃるなと思いますけれども。まあ、公募の方に限らずですけれども、本当に重要なことを検討する会議体で、もう3人ぐらい最初から、1回目から休んでいらしたかなと思うので、そういう部分でもちょっと残念だなと思うんですね。

まあ、いいです。1点目は、そういう建設検討委員会のその活動の具体と内容に関して、取りあえずお伺いしておきます。

それから、2点目は、事業者の選定委員会ということで、その具体と内容に関して、前回に合わせて、前回にプラスで何かあればお教えいただきたい。

それから、施設の検討状況に関しても同じようにお伺いします。

それから、PFI等の手法に関してもお伺いしておきます。

それから、費用対効果分析に関しても同じように。

2回目にお伺いするのは、主にこの建設検討委員会に即して質問する形になると思いますけれども、次に、3点目ですけれども、生活環境影響調査等についてと。

今、やられているだろうなと思いますけれども、この検討委員会の中でも、生活環境影響調査に関わる部分として、環境保全目標というものがここで設定されるという形に多分なるんだろうなと思いますけれども、そこら辺、前後関係がちょっとおかしいなと思いながら、先にあった上で普通やるんじゃないのかなと思うんですけども、今、どんな段階なのかというのを教えていただきたい。

それから、4点目で、共同で処理するその他の事業について。

先ほど赤松議員も伺って、質問されている内容もそれに関わりますし、あとは、15トンなのか17トンなのか知らないですけれども、少し変更をかけようとしているいわゆる不燃ごみ

の、朝霞でいうと粗大ごみ処理施設と呼んでいるようなものですがけれども、そういったような施設をどんなようなイメージをされているのかということも併せて。

あとは、最終処分の仕方だとかということですね。そういったものも併せて、どんな状況なのか。

先ほど勉強会という話がありましたけれども、具体的にはその勉強会というのは、我々も参加して、勉強に参加させてもらえるものなのかどうかも併せてお伺いしておきたい。

今後のスケジュールに関しても、私はこれもね、議会の中で少なくとも今何やっていて、これから何しますよと、毎回毎回、私は少なくとも一部事務組合でも報告事項として必ず出していたかなと思うんですね。4市の一部事務組合ですよ。その議会では、一応その管理者報告が文書として一緒に提出されていたかなという記憶をしているんですけれども、それぐらいのことをしてほしいですね。その上で、今後のスケジュールに関しても必ず毎回出していきたいなど。私は、それを見るチャンスがこれからあるかどうかは分かりませんが、ぜひ要望も含めてお伺いしておきたいと。

終わります。

○石原 茂議長 田辺議員の質問に対する答弁を願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項1、組合の体制について御答弁申し上げます。

情報公開請求につきましては、組合に公文書の開示請求があった場合、情報公開条例第7条の不開示情報を除き、開示しております。

令和3年度の現時点での公文書の開示請求は1件で、情報公開条例に基づき、開示する内容に不開示情報が記載されているとの判断から、部分開示として開示しております。

次に、契約の関係でございます。

組合が設立されてからの契約ということで、令和2年度から順次申し上げます。

令和2年度は1件で、ごみ広域処理施設建設予定地地歴調査等業務委託、こちらはパシフィックコンサルタンツ株式会社が落札し、落札金額は税込みで858万円でございます。

令和3年度でございますが、こちらは6件の入札を行い、契約した業務名は、ごみ広域処理施設建設用地測量業務委託、落札業者、埼玉コンサルタント株式会社、落札金額が税込み1,045万円でございます。

次が、ごみ広域処理施設建設用地地歴調査業務委託、こちら落札業者、八千代エンジニアリング株式会社、落札金額は759万円、税込みでございます。

続きまして、ごみ広域処理施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託は、こちらの落札業者は、エヌエス環境株式会社、落札金額が税込みで2,492万6,000円でございます。

続きまして、ごみ広域処理施設建設用地物件補償調査業務委託、こちらは、埼玉測量設計株式会社、落札金額が税込み126万5,000円でございます。

続きまして、ごみ広域処理施設建設用地物件補償調査業務委託（その2）、埼玉コンサルタント株式会社、落札金額が605万円でございます。税込みです。

続きまして、ごみ広域処理施設建設用地土壌汚染状況調査業務委託、落札業者はエヌエス環境株式会社、落札金額は910万8,000円、税込みでございます。

続きまして、3点目の情報公開につきましては、組合ホームページや構成市の広報紙等を活用して組合事業の取組を公開してございます。

また、市民参加につきましては、建設検討委員会において市民公募委員を選任し、会議に参加していただいているところでございます。

今後におきましても、組合事業の意思決定を行う際には、構成市との調整を経て、公平性、透明性のある組合を目指した上、積極的に住民に情報を発信し、開かれた組合となるよう努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○石原 茂議長 続きまして、答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 建設検討委員会についてお答えします。

建設検討委員会は、基本構想のときと何が違うのかというお話だったんですけれども、これは基本構想で定めたことに関しまして、業務を発注するに当たっての仕様を固めていくこととなります。より構想で大まかなものを立てて、それをより具現化したものが基本計画という位置づけになっております。建設検討委員会の中では、そちらの内容について話し合われていくということになります。

2回目の建設検討委員会の議事録が出ていないということで、これは申し訳ありません。まだホームページ上にはアップできていないという状況でございます。

建設検討委員会の会長なんですけれども、こちらは、公益財団法人の全国都市清掃会議の技術指導部長という位置づけの方でいらっしゃいまして、日本全国でも約80か所ぐらいのこういった検討委員会なりの業務に携わっておりまして、経験と知識を有する方ということで、会長としてこちらがお願いしている次第であります。

委員の中に、大村さん、大村商事の方と、勤労衛生の志村さんが入っているんですけども、こちらは、朝霞地区四市廃棄物処理協会からの推薦として、収集業者の社長に入っているという形です。

市民公募に関しましては、何人いたのか。これは、和光市からの応募は1名の方で、今いる1名の方がそのままなっております。朝霞市さんのほうからは3名の方の応募がありまして、その中から、作文内容等で判断させていただきまして1名の方になっております。

それから、2点目の事業者選定委員会につきましては、第1回を令和4年11月の開催を予定しておりまして、広域処理施設の整備運営事業の実施方針等を公表した後、募集書類を作成し、事業者の募集を行ってまいります。

なお、事業者の決定は、令和5年の10月から11月を予定しております。

3点目の施設の検討状況につきましては、建設検討委員会の結果を踏まえて明らかになってまいります。

4点目のPFIの手法等につきましては、こちらは、環境省の交付金要綱に基づきまして従来方式、いわゆる公設公営のものとか、それに比べて民間活用事業方式にとって本事業における事業範囲を検討するとともに、組合と民間事業者の役割分担の検討を行ってまいります。

5点目の費用対効果分析につきましては、国が示しております廃棄物処理施設整備事業に関わる費用対効果分析についてを踏まえまして、広域処理施設整備による効果を明確にし、信頼性、透明性を高めることを目的として実施するものとなっております。

先ほどの会議録の話ですが、検討委員会の公開に関する要領の中で全文記録とするという明記がございますので、全文記録に改めさせていただきたいと思っております。

生活環境影響調査ですが、こちらについて御答弁申し上げます。

主な調査の内容は5つございます。

初めに、大気質の調査ですが、建設予定地周辺の大気環境の状況を把握するため、公共施設に計測器を設置しまして、四季ごとにおのおの7日間の環境測定を行っております。また、上空の風向、風速、気温、気圧を測定するために、気象観測用の気球を3時間ごとに放球いたしまして、上層気象調査を四季ごと、各季節ごとにおのおの5日間行っております。

2つ目に、騒音低周波及び振動の調査ですが、こちらは、周辺環境への影響を評価するために、建設予定地及び主要搬入道路沿道において実施、これからいたします、こちらは。

3つ目に、臭気調査ですが、建設予定地の敷地境界付近における臭気について、夏季と冬

季、夏と冬の2回、風上と風下の2か所にて調査を行ってまいります。

4つ目に、景観の調査ですが、施設建設に伴う周辺地域からの眺望について調査をいたします。

それから、植物調査というのもございまして、こちらは建設予定地周辺の植物相を把握することを目的として実施するものでございます。

あと、共同で処理するその他の事業についてお答えします。

新たに建設されるごみ広域処理施設で処理する品目は、可燃ごみと粗大ごみ、不燃と有害ごみというふうになってございます。

処理対象に含まれていないびん・缶・プラスチック・ペットボトルに関しましては、組合だけで方向性を示すことは難しいことから、広域処理施設の稼働に向けて調整が必要となる事項について、実務担当者間での情報を共有し役割分担を明確にするために、構成市と組合によるごみ広域処理に関する勉強会を行っております。今後、この勉強会を定期的に開催いたしまして、構成市で何の品目をいつまで処理するのかといったことを明確にしてまいりたいというふうに考えてございます。

今後のスケジュール等について御答弁申し上げます。

令和5年度までの取組事項としましては、令和3年度から4年度にかけて、ごみ広域処理施設建設検討委員会での検討を重ね、施設整備基本計画を策定してまいります。また、並行して、プラントメーカーへのヒアリングや市場調査などを実施すること、競争性が確保できる事業方式や発注仕様について検討を進めてまいります。

令和4年度後半から令和5年度にかけては、広域処理施設の整備運営事業者を選定するための事業者選定委員会を設置いたしまして、落札者決定基準等の検討や事業者提案の審査、提案者へのヒアリングなどを行って、令和5年度中の契約締結に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○石原 茂議長 質問……

〔「すみません、答弁漏れがありますので」と言う人あり〕

○石原 茂議長 じゃ、続きまして、施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 基本計画の策定を誰が行うのかということですがけれども、建設検討委員会での答申を受けまして、この組合において基本計画の策定を行ってまいります。

以上です。

〔「契約だってまだ終わっていない。プロポーザルの金額だとか、どことやったというのは」と言う人あり〕

○石原 茂議長 じゃ、続きまして、紺清事務局次長、お願いします。

○紺清公介事務局次長 すみません、答弁漏れでございます。

基本計画策定等業務委託でございますけれども、こちらはプロポーザルで行い、6,820万円
円で契約してございます。業者名は、エイト株式会社でございます。

以上です。

〔「勉強会を公開してもいいかということ」「すみません」と言う人あり〕

○石原 茂議長 続いて、施設課長。

○福島達也施設課長 勉強会のほうは、担当者だけで行っている事務レベルの会議であり、意思疎通を図るために行っているものでありますので、公開をする予定はございませんし、一般市民の方がその中に入るといふ予定もございません。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 今の部分は、私、例えば議員だとか、いわゆる共同で勉強しながら物事を進めていきたいと思いますというスタンスをそちらがお持ちであるならば、普通は全然拒むものではないだろうと思うんですけどもね。その点、やっぱり閉鎖的だなという印象を受けますので、その点はぜひ考えていただきたいと。

それから、先ほど私、管理者にもお伺いしたつもりだったんですけども、もう一度、2回目でお伺いしますが、先ほどその公開の資料を一応出して説明しましたが、そういったものに関して、管理者としても十分分かった上でこんなもの、いわゆる一部公開の内容に関して、それはそれで仕方がないという御判断をされているのかどうか、それとも、それは事務方に任せているからいいんですということなのかね。

先ほど、最初に言いましたけれども、やはりこういった非公開の、これ企画提案書ですから、企画提案書というのは、確かにもともとの情報はその事業者が持っている情報ではありますが、これ契約に当たってその仕様書の中でうたっているものは、この採用された企画提案書に関しては当資源循環組合に帰属するものとするとなっているんですよ。だから、もうその情報自体は、この資源循環組合がその情報を持っていると、帰属したものだということなんです。だから、そのもの、それ以外の採用されていない企業の企画提案書に関し

てまで公開するべきだとはまだ私は言っていませんけれども、本当は公開してほしいですけどもね。でも、採用されたものに関しては、少なくともそれを基に物事を進めていくわけですから、それが公開されないというのは、やはりおかしいのではないのかなと。

それは、恐らく私がかうがってそれを想像するに、恐らくこれから先、いわゆる検討委員会で出されてくる資料がほとんどそういったものがその中に準備されているということにも絡んでくるだろうから、そういう意味で格好がつかないのかなというような想像もしますけれどもね。だから、そういうふうに勝手にうがった見方がされてしまいますよ。

あるいは、一般の市民からすると、何でこんな普通だったら公開されておかしくないものを何で隠そうとするんだろうなと。よくノリ弁、ノリ弁言っているのは、国が、安倍さんの下でいろいろとそういうノリ弁騒ぎがありましたけれども、まさか地元の自治体の中でもそういうことが現実に行われているというのは、やっぱりびっくりなわけですよ。

ですから、管理者はどういう形で、今回本当に突然こういう形で責任を負う形になられているわけですけども、その点十分認識されているのかなということはもう一度ね、再度というか、先ほどお答えいただけていないのでお伺いしておきますね。

2回目ですけども、特にその建設検討委員会と、それからその後のやっぱり事業者の選定というのがどうなっていくのかなというのが一番気になる場所なんですね。

建設検討委員会に関して、先ほど会長になられた方がどういった方かというような話がちょっとありましたけれども、80か所、確かに本当に多くの自治体なり広域のごみ焼却施設などの建設の事業者選定で関わっている方、荒井喜久雄さんという方ですか、東京の23区の清掃一部事務組合の施設建設部の管理課長をもともとされていた方なんでしょうけれども、それから先、先ほど全国都市清掃会議の技術指導部長という肩書を今お持ちだということですけども、その方がいろいろと関わっているものというのが、実際問題、施設の事業者の選定の会議体の委員を務められたり、会長、副会長を務められているというのはかなりの数であるというのは分かりますけれども、そうすると、ちょっとお伺いしておきたいんですけども、これ、そういった方がそのまま建設検討委員会の今、会長になっているけれども、事業者選定委員会にもそのまま横滑りするということにもなるわけですか。その点ももう一度確認をしておきたいなと。

それから、審議の検討した結果を、この基本計画策定するのはそちらの中で決めるんだというお話ですよ。ごみ広域処理施設整備基本計画を策定するに当たって、素案まではこの検討委員会にかけて、それでパブリックコメントをして、パブリックコメントの報告をして、

何かしら議論をして最終的な、先ほどの資料の裏面にあるものですがけれども、第7回が来年の8月予定で、パブリックコメントの結果を受けておしまいという、そういうスケジュールですよ。それは、やっぱり私は、第三者的なそのスタイルとしては、客観性という意味では中途半端ではないのかなと。

まあ、始まりからしてそうなんですけれどもね。本来だったら、検討委員会が始まった後にこのコンサルを決めていくというのが本来筋だろうと思うんだけど、コンサルが決まってから検討委員会を開いて、それで実際は、その検討委員会は途中で終わってしまって、素案づくりで終わってしまって、成案に関しては、それはもう私らでつくりますという話ですよ。

議会は、議決事項でも何でもありませんか、これは。あるいは、どういう形で議会にはこういったものに関しては報告がされてくるんですか。もう一度、私そこは確認したいんですけども、毎回、毎回もう少しね、この議会の主要な、たった3か月に1回しかやらない議会ですから、その議会のたびにちゃんと進んでいることの中身をしっかりと管理者の報告を、文書も含めてですよ、出していただくべきではないのかなと。

私は、とにかく情報公開、開示をしながら市民参加も含めて進めながら物事をやっていただきたいということを常々申し上げたいわけなので、その部分をもう一度確認をします。

それから、計画のごみ量及び施設規模についてということで、まずお伺いしておきますけれども、これは建設検討委員会の活動で、前回の議論、2回目の議論ですね。1回目はほとんど概要を。こんな短い期間に、公募の方たちに勉強会もなしで一遍に2回目から具体的な話が始まっていて、非常に無茶な話だなと思いますけれどもね。公募に限らずですけども、非常によっぽど何か勉強を事前におかないと、とてもじゃないけれどもこの2回目以降の議論、説明を一方向的にされて、あとは質問はもちろんするんでしょうけれども、それにしても、計画ごみ量と施設規模に関しては、もうこれ1回目、1回目というか第2回でもう大体決まったんだかどうか、その点ちょっと確認しますけれども。

その提案の内容というのは、資料としてホームページ上では出ていましたけれども、その変更した内容を具体的に教えてもらえませんか。それだって、まだ決まっていませんということなのかもしれないけれども、そういう資料を提案されているということは、構想を、我々は議会は少なくとも最低、構想を基本構想の段階までしか我々は知らないんですよ、普通は。その構想から改めましょうと、見直しましょうという部分に関しては、ちゃんと報告をしないとまずいんじゃないですか。それが全く怠っていると私は申し上げたいと。

173トンだったはずの、構想上はですよ、それを175トンに変えた理由をちょっと教えていただきたい。焼却炉のね。

それから、不燃粗大ごみ処理施設、資源化処理施設の規模が15トンから17トンに、これもそういう形で見直しの案を出していますよね。それに関して、もっと具体的にその理由を説明していただきたい。

この1年、2年の、この1年の動きが若干増えていますからと、それで机上の計算でそういったものを提案されていますけれどもね。抑えていこう、抑えていこうという前提でなければいけないものが、こうやって少しずつ、少しずつ膨らんでいくというのは、私は、それはそれで非常に不安なのでね。

本当に金額的には、それがそのまま億の金額で、つまり倍にして2億円かもしれないですけども、3トンが5トンになるということは、つまり2億円、倍にして4億円上がりますと。それで同じように、もしかしてこの資源化施設、この粗大ごみ処理施設のほうも2トン上がるということは、それだけ上がりますというイメージかなと。175トン当たりで大体300億円は超えてくるだろうという見積りをされていたと思いますけれども、それは運営費も合わせてですよ、建設費とね。これも全然まだはっきりとは聞いていませんけれども、構想上はそう記載されていた。それでも単独でそれぞれやるよりは安いんですという、費用対効果の話もそうですけれども、そういう見積りをされていたんだと思いますけれども。

あとは、計画のごみ質に関しては、何か変わった部分があるのかな。

それから、整備・運営コンセプトに関しては、まあ、これはよくある計画上、よくあるコンセプトを並べてあったりするものですから、まあいいとして。

環境保全目標に関しては、県が比較的厳しい基準を設けていると、それで国は比較的甘い基準、その中間を取るのかなとかというような話に関しては何か議論がされているのか、どんな話になっているのかな。

和光市さんが非常に甘い部分があったり、朝霞市がダイオキシンでは甘い基準だったり、そういうばらつきはありますけれども、その点に関してどう調整をされようとしているのかな。厳しければ厳しいほどいいだろうと思いますけれども、その点、確認したいなど。

それから、処理方式に関しては、最近のはやりだと、運営も含めた事業者のプロポーザルというか、企画の提案をするに当たって多くの事業者が参入する機会を設けるためには、あんまり処理方式まで決めないほうがいいんじゃないかなんていうこともあるのかもしれませんが、それにしても、やっぱり朝霞市の場合は流動床は嫌な思いが残っているので、

爆発事故でね、流動床はやめてほしいなと私も思いますしね。そうすると、やっぱりストーカ炉になってしまうのかなと。だから、逆にガス化熔融炉だと、ちょっとまだあんまり実績も少ないのでどうなのかなと。

その処理方式に関しては、これだってね、こんな方式ありますよと言われてからって、勉強も何もしたことがない、検討委員会の皆さんだけではなくて我々議会もそうですけれども、本当にどれがいいのかというのはなかなか選びにくいと思いますけれども、その点どういう御判断を今されているのかね。どうやって判断をされようとしているのかね。

余熱利用に関しては、一応ごみ発電が中心で考えられているのかなと。その部分だけを確認しますけれども、そのごみ発電というのは、その施設を付加することによってどれぐらいの金額が、例えば1トン当たりでそのごみ発電の施設のプラスすること、幾ら費用が負荷されるのか、その点に関して何か魅力になるものがあるのか、教えていただきたい。

それから、浸水・地震対策というのも議論されたと思いますけれども、グランドレベル、GLプラス5メートル、あの地域は浸水地域なので、大雨降ったときに5メートルまで水没する可能性がありますよと。だから、一応基本的にはGLプラス5メートル、それにプラスアルファのプラットフォームも造りますよと。そこからピットを掘り下げてというような話のようですけれども、そうすると、それはそこまで行く道路はどうするのかと。道路もずっと5メートルでいくのかなと。じゃないと運べないものね。そこだけが水没しなければいいというもんじゃなくて、やっぱりごみ処理が継続して続けられる状態をどう維持するかというのがやっぱり重要だろうと思いますけれども、その点。

あとは、液状化対策ということに関しては、土地の状況に関してどういう、地歴も含めてですけれども、あの地域が液状化の可能性のある地域なのかどうかということに関しての御認識をお伺いしておきながら、仮に地盤改良をするとすると、どれぐらいの費用がそこにかさむのかね。

あと、地域貢献策ということで、もともとこれ学習機能のような話が構想上あったわけですが、その点に関して何かプラスの部分があったのかどうかね。議論があったのかどうかをお伺いしておきたいなと。

あとは、生活環境影響調査等ですけれども、もう一度確認しますけれども、これが先ほどの検討委員会の中では環境保全目標で絡んでくる部分、それ以外に何か環境影響調査に絡む部分として、検討委員会で議論するものというのはあるのかどうかね。

生活環境影響調査というのは、本当だとそれを造ったときにどんな影響があるかというこ

とを、だけれども、これ机上でしか出しようがないので、こういう施設を造ったときにどれぐらいの影響があつて、影響がありませんよというね、だから大丈夫ですよという一つの報告書を作っておしまいというのが一つのスタイルなんでしょうけれども、本来であるならば、やっぱり地域の住民に対してちゃんと、その生活環境にそれ程影響がないような形でできるから大丈夫ですよということを、安心感ももちろん、それを確保するためのものとして、その後の、造られた後にもそれは続けて調査も行われるものなんだということも当然アピールしながらのものでなければいけないかと思えますけれども、その点もちょっと確認しておきたい。

あと、共同で処理するその他の事業に関しては、先ほどもちょっと言った話でありますけれども、不燃粗大ごみ処理施設、その資源化施設の規模が17トン、15トンから17トンにというようなどころまでは何か出ていますけれども、これに関しては何か、それ以上の何か議論はされているのかどうかね。これは検討委員会でどこまで議論するのかね。

これに関しては、またこれはこれで別の形での何かまとめをされて、その上で、いわゆる契約の仕方としてはどんな契約の仕方でいくということなのかね。あるいはそれ一緒にして、一緒に運営も含めてお願いをするということなのか、そこら辺はどういう考え方をされているのか、ちょっと。朝霞でも、焼却炉とそれからこの不燃ごみの粗大ごみ処理施設、別の事業者へ委託を発注していると思うんですね。別にそれはそれで十分やれることだと思いますけれども、その点、もうちょっと確認をしておきたいなど。

○石原 茂議長 時間です。

○田辺 淳議員 はい。

○石原 茂議長 それでは、答弁を願います。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 御質問の件につきましては、既に審査請求が出されておりますので、今後、朝霞和光資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会において、第三者的立場から公正中立的に調査審議を行っていただくべきものと考えておりますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○石原 茂議長 続きまして、答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 建設検討委員会の荒井会長に関しまして、事業者選定委員会のほうの委

員にも入るのかという御質問ですが、今、建設検討委員会で学識として入っておられます荒井会長、埼玉県酒井副会長、それから宮脇教授の学識3名に関しては事業者選定委員のほうにもそのまま入っていただくという考えでおります。

計画ごみ量と施設規模の変更ですが、これは可燃ごみ、焼却のほうは173から175トンに、不燃が15から17トンに変更になっておりまして、こちらは、構成市の総合計画において人口の見直しがありまして、そちらで人口増になっていることから、数量の見直しを図った結果、施設規模的に大きくしていかないと処理しきれないため、2トンずつの増加になってございます。

ごみの焼却処理方式についてどう決めるのかということですが、こちらは、ストーカ方式、溶融方式いろいろありまして、今までのその実績とか、それから今、建設検討委員会の中で委員さんから言われているのは、過去の故障の事例とか、そのメンテナンスの費用がどれぐらいかかるとかということ、これから事業者に対するアンケート調査を行うのですが、そういったものを基に、故障等の事例とか費用の面とかということもお伺いして、それを明らかにした上で、より安全で安心でより安くできるものがあれば、そういったものを決めていきたいというふうに考えております。

ごみの発電に関しましては、発電をすることは国の交付金をもらう上での必須条件になってきていますので、必ず盛り込むんですが、まだ今のところ具体的にどれぐらいのもので、どのような発電を行うというようなことは取り決めてはおりません。

浸水・地震対策なんですけれども、こちら、浸水想定5メートルというような浸水区域になりますので、そちらも、施設に関しては浸水しないようにするということはもちろんなんですけれども、先ほど議員おっしゃるように、その道路はどうするのかということもございまして、道路に関しても、道路管理者のほうと協議をしながら、あの中でも浸水しやすい場所としにくい場所というのがあるので、そういったことも踏まえて、せっかくできた施設が陸の孤島になるというのはいかかなものかと思っておりますので、そういったことも踏まえて、道路管理者との協議はしていきたいというふうに考えております。

それから、液状化に関しては、あそこは液状化がしやすい場所であるという結果は出ておりますので、それに対する対策というの、当然その工事を行う上で検討していくことになるというふうに考えております。

それから、地域貢献策ですが、今、環境学習の機能とかということ、もともと構想からも盛り込まれておりますけれども、今、検討委員会の中で上げられてきているのは、地域貢

献策の一つとして、電気自動車の充電スタンドとか、そういったことも検討してみてはどうかというようなお話は出ております。

それから、生活環境の影響ですね。その検討委員会とつながっているのかということですが、検討委員会のほうに生活環境影響調査の内容を報告する機会はありません。生活環境影響調査は、あくまでも現状の大気状況等を確認した上で検討していく資料となっておりますので、それが直接その検討委員会の中で、これがこういうことだからこういうふうにしたほうが良いというような議論はないというふうに考えております。

それと、不燃ごみと粗大ごみなんですけれども、こちらは別途発注ではございません。この施設と一緒に、焼却施設とともに発注する予定となっておりますので、そちらの施設建設とその管理運営も含めた一括発注ということを考えてございます。

○石原 茂議長 高野施設課専門員、答弁願います。

○高野晴之施設課専門員 ごみ質の変更点があったのかということでございますが、昨今は、紙系のごみが増えてきているといった実情もございますので、基本構想のときには10年間の平均を示しておったんですが、直近5年間とさせていただいて、ごみ質の見直しをさせていただいております。

次に、環境保全目標についてどのような議論があったかということでございますけれども、こちら建設検討委員会なんですけど、環境目標、当然厳しくすればするほどコストがかかってくるということがございます。なかなかその環境保全目標の設定値ごとに幾らかかるのかということをお示しするのは難しいんですけれども、今後、メーカーヒアリングを行ってまいりますので、その際に、コスト的な視点、定量的な視点も含めて検討したいという御意見をいただきましたので、そのように対応していきたいと考えております。

あと、ごみ処理施設整備基本計画が議決事項であるかということでございますが、議決事項ではございません。しかしながら、大変重要な計画でございますので、パブリックコメントを実施する前など、議会へも適宜御説明をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○石原 茂議長 施設課専門員。

○高野晴之施設課専門員 全般にわたって費用の御質問をいただいているんですけれども、今現在、施設の仕様が確定しているものではございませんので、今後、プラントメーカーヒア

リングを行うに当たってそれぞれ条件を提示しながら、コストについても把握をしていくということでございます。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 この一緒に発注する分離発注と、また一緒にやるということになると、いわゆる焼却炉に関しては、それが、ストーカ炉はちょっと分かりませんが、ものによっては非常に高度な運転技術なりね、それは必要だろうと思いますよ。

ただ、その不燃粗大ごみ処理施設に関しては、比較的どこの施設にしてもそんな難しいものではないと思う、一旦運転が始まればね。

これはこれで、地域の事業者の方たちに委託発注して運転管理をやってもらうということだとして十分あり得ると思うんですよ。何も、恐らくこれは大手が受注することになりますよね。それを大手が結局のところ地元のどなたかを使ってということですね。その下請のまた孫請けという、そんな形でしかできないとなれば、その可能性も非常に高まるだろうと思いますけれども、直接やはり分離発注でこういったものに関しては、この資源化施設という表現なのか、粗大ごみ処理施設なのか、これに関しては、最初から一緒に発注するという部分に関しては、私は何かそんな文書をどこかで見た記憶もないので、それはどこかにそういう方針が書いてあったんですか。それは何か、構想上そういう表現で書いてありましたか。

それは、最初から一括発注だというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、分離発注のほうが、地元の事業者さんが受けるという可能性が非常に高いものなので、これももちろん、焼却炉の運転に関しても、実際は地元の方がある程度受けるものもあるんだろうと思いますけれども、やはり地元業者さんに直接お金が渡って運転してもらうような形を取ったほうがいいのではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、この処理の方式に関しては、先ほどちょっと私言ったことはまだ伝わっていませんけれども、その発注というか、この競争で業者を決める段階においては、この処理方式は決めておくんですか、それとも決めておかないでやるのか、その方式はどんなやり方をされるのかね。

一応、ここに出ている、出ているというのは、先ほど資料としても提示してありますけれども、そのスケジュールの中で、整備・運営コンセプトは、ある程度1回目で済んで、環境保全目標に関しては、この2回目の段階では書いてありますけれども、もう3回目の段階では環境保全目標と入っていないので、この11月25日予定の今回、第3回目の検討委員会では

もう環境保全目標というのは議論されないんですか。そこはもう決まったということなんですか。そう決まったということであれば、どういう形での内容になっているのか、その点、教えていただきたい。

施設整備、規模に関しても、もともとは2回目がその11月でやる予定で、当初の第1回目のときにはそういう計画が書いて、スケジュールが出ていましたけれども、2回目のスケジュールのときにはそれがなくなっていましたけれども、施設規模に関しては、もう2回目の議論はされないんですか。これはもう決まったということなんですか。先ほどの数値でほぼ決まりなんだということなんですか。

今後のその第3回の時点での議論というのが、また、運営コンセプトをまたやられるのかもしれませんが、処理方式の選定というのが第3回目まで、つまり第4回の来年の2月予定のところまでである程度処理方式の選定をするんだということなんですか。

余熱利用に関しては、第3回までになっているので、これは余熱利用の議論は第3回で大体めどがつくかなと。

浸水・地震対策に関しても、これも大体第3回、今回の次のところで大体めどがつくというそういうお考えなのかね。

地域貢献に関しても同じですね。

それから、参考見積仕様書が出てくると。これが25日の時点で、どんな事業者にその参考見積を出そうとされているのかね。これ仕様を作って、その上で何これ、この具体的な参考見積のその具体的な内容をちょっと教えていただいて、メーカーヒアリングをされるんでしょうけれども、具体的にはどんなメーカー、幾つのメーカーで、それぞれのその機種に関して、だけれども、それだってメーカーにヒアリングするというよりも、実際の使用者にヒアリングしたほうがいいと思いますが、それも当然するわけですか。メーカーはそんな悪いことは言わないと思うんでね。その実際の使っている事業者、あるいは自治体に対してちゃんとヒアリングをするんですか。

それから、期間というのは、20年か25年なのかみたいなよく議論に、15年なのか20年なのかそんな話だと思いますけれども、この点に関してはどんなふうに考えられているのかね。

市場調査内容ということも一応、これこの資料で、第3回目の資料ではそういうふうになっていますけれども、これ、具体的にどんなことをされるのか、ちょっとお伺いしておきたい。

こうやって、11月にこれやって、残念ながらもう議会は、今日これをやって、その後また

しばらくないですけれども、2月に予定をされてという、こういう節目節目のときに、やっぱりどんな議論がどこまでいっているというのはちゃんとこの議会で報告していただけるのかどうかね。

管理者、少なくとも先ほどの御答弁は、事務方で作られたものをそのままお読みになっているようですけれども、どうですか、責任持ってお答えいただけませんか。ちゃんと議会でね、その都度その都度しっかりと文書で報告をしますと。こういった節目の内容に関しては、きっちりと報告していただきたいと。一部事務組合ではやっていますよ、少なくとも。朝霞、志木、新座、和光、4市のね。それぐらいのことはやっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

これで終わりです。

〔発言する人あり〕

○石原 茂議長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○石原 茂議長 じゃ、答弁願います。

施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 処理方式は決めて発注するのかということですが、処理方式は決めた上での発注というふうになります。

それから、環境保全目標は、メーカーヒアリングを終えた上で、第4回の中でまた環境保全目標について話合いが行われる予定です。

施設規模に関しては、今の検討段階ではおおむね決まりなのですが、構成市のほうでごみ量の推計を取っておりますので、そういったものと照らし合わせながら、構成市からの情報も得た上で決定してまいりたいというふうに考えております。

あと、余熱利用に関しても、第2回の会合の中で議論は出尽くしたというか、これ以上の審議がないということで、余熱利用の回は第2回で終了でございます。

参考見積の内容なんですけれども、こちらは、今まさにこれをコンサルのほうとも調整している最中でございますので、ここで御発言できることはございません。

以上です。

○石原 茂議長 施設課専門員、答弁願います。

○高野晴之施設課専門員 一括発注にするかどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

ごみ処理広域化基本構想を策定する段階で、可燃ごみ処理施設と不燃粗大ごみ処理施設と一緒に広域化していくという考え方にに基づき、基本的には一括して進めていくという前提の下、検討は進めさせていただいております。

実際には、発注するまでその区分というのは決定したものではありませんが、一括して行うことで、関連する施設でございますので効率化が図れるというふうに考えてございます。

また、地元発注に関する御意見もいただいておりますが、そういった必要性については、選定の中で考慮できるようにしていくのがいいのかなというふうに現時点では考えてございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

また、検討委員会での各議題のスケジュール、本日、資料でもいただいておりますけれども、こちらについては最終的な素案の提示もございますので、ある回でもう完全に議論が終わってしまうというものではなくて、継続的に御意見いただきながら、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○石原 茂議長 柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 議会においての報告というふうに御質問いただいているんですけども、検討委員会で話合いが行われている事項につきましては、決定事項ではないというふうに認識しておりますので、この議会において報告するものではないというふうに考えております。

最終的な最後の検討委員会が終わりましたら、その前の段階で、一度全員協議会のような場で御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○石原 茂議長 それでは、続きまして、施設課専門員、答弁願います。

○高野晴之施設課専門員 すみません、答弁漏れについてお答えいたします。

1つ目は、事業期間についてでございます。

こちらについては、今後、メーカーヒアリングを行った上で最終的には決定していきたいというふうに考えてございますが、他事例を踏まえすと20年というところが現実的なのかなということで考えております。

また、メーカーヒアリングだけではなくて、自治体へのヒアリングを行うのかということにつきましても、他の自治体については、常にいろいろ情報共有をさせていただきながらよりよいものをつくるためにヒアリングという形ではないかもしれませんが、確認をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○石原 茂議長 以上で田辺議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○石原 茂議長 次に、日程第12、閉会中の継続審査についてをお諮りします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定について、次の議会の質疑質問について、議会に関する条例、規則、規定に関することについて、委員の選任に関することについて、その他議会運営に関することについての5点を閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定しました。

◎閉議と閉会の宣告

○石原 茂議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、令和3年第4回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年11月10日

議 長 石 原 茂

署 名 議 員 野 本 一 幸

署 名 議 員 内 山 恵 子